

ワ、増加 但シ此七退職者ハ此ノ限リニ非ズ從來ノ規定通リ
交渉状況

六月二十五日工場事務所ニ於テ所有者會見會社側ハ不況ノ結
果出テ八十名位ノ解職者アルヘキモ會社ハ規定ノ外ニ特別
手當トシテ一人金ニ百圓位ヲ支給スル旨ヲ述ヘタルニ職工
側ハ却テ前ニ提出シアル退職手當要求ノ件ヲ次ノ如ク改ム
ル旨申出タル爲メ不調ニ終ル
一、一ヶ年百五十圓トシ同率ヲ以テ計算シ之ヲ年數計算トス
ルコト

口軍隊入營期間ヲ勤続年限ニ通算スルコト
ハ現在ノ本職工ニハ臨時工時代ノ期間ヲモ勤続年限ニ通算
スルコト

更ニ七月一日前二日ノ二回ニ亙リ交渉ヲ重ネタルモ所有者
並ニ該ノ同親セル爲メ何等ノ解決ノ曙光見ヘズ

七、所有者ノ勤靜

一、事業主側

特異ノ行動ナシ

二、職工側

七月一日ヨリ總罷業ニ移リ工場内ニ暴會シ力働致ラ合唱氣
勢ヲ示シテ、アルモ日下特異ノ事象ナシ
一、及(通)報候也、